

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成28年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	平成28年8月24日(水) 午前10時30分～午前11時7分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：石井委員、榎本委員、小峯委員、波多野委員、比留間委員 欠席者：なし 事務局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課主任(法規グループ)
報 告 事 項	(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項について (2) 平成27年度及び平成28年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について (3) 武蔵村山市情報公開条例の一部改正及び武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について (4) その他
議 題	(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載)	議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について 委員の互選により会長は石井委員に決定し、会長の指名により職務代理者は榎本委員に決定した。 議題(2) その他 なし。
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は集約) ○=委員 ●=事務局	議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について 【会長の互選及び職務代理者の指名】 ● 会長の互選及び職務代理者の指名をお願いしたい。 ○ 引き続き、石井委員に会長をお願いしたいと思う。他の委員の方の意見はどうか。 ○ 同じく石井委員に会長をお願いしたい。 ● 会長は石井委員とすることに異議はあるか。 ○ 異議なし。 ● それでは、会長は石井委員に決定する。 次に、会長より職務代理者を指名していただきたい。 ○ 職務代理者には榎本委員を指名する。 ● 職務代理者は榎本委員とすることに異議はあるか。 ○ 異議なし。 ● 会長に石井委員が互選され、職務代理者に榎本委員が指名されたので、会長から挨拶をいただきたい。 ※ 会長から、就任の挨拶がなされた。  報告事項(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項について 【説明要旨】 ● それでは、報告事項(1)「武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項について」説明させていただく。 本審査会は、情報公開条例第20条第1項の規定により、市長の諮問機関として設置されている第三者機関である。

所掌事項としては、まず、情報公開条例第17条又は個人情報保護条例第20条の規定により、公文書の開示決定等並びに保有個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する審査請求があった場合に当該審査請求について答申することである。審査会には、非開示情報とされた情報を含む公文書を直接見分する権限が与えられていることから、実際に非開示とした情報を含む公文書を見て、実施機関の判断が正しかったのかどうか、過去の判例を参照して、答申していただく。

次に、個人情報保護条例第19条第2項の規定により、個人情報の取扱いについての苦情があった場合に、意見を述べることである。これについては、実施機関からの求めがあった場合に意見を述べることとなり、実施機関は当該意見を聴いた上で必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずることになっている。

報告事項(1)については、以上である。

**【質疑・意見等】**

- 何か質問等あるか。
- 特にない。

報告事項(2) 平成27年度及び平成28年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について

**【説明要旨】**

- それでは、報告事項(2)「平成27年度及び平成28年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について」説明させていただきます。

次第の2ページ及び3ページを御覧いただきたい。記1として、平成27年度及び平成28年度の公文書開示請求の処理状況等を、記2として、平成27年度及び平成28年度の保有個人情報の開示請求の処理状況等を、それぞれ表にまとめている。

まず、1の公文書開示請求の処理状況等についてである。

平成27年度の公文書の開示請求の件数については、合計で28件、開示決定等の内訳としては、公文書の全部を開示する決定の「開示決定」が9件、一部を開示する決定の「一部開示決定」が16件、公文書を開示しない決定の「非開示決定」が3件となっている。なお、非開示決定の内訳としては、不存在を理由とするものである。

次に、平成28年度の公文書の開示請求の件数については、本年7月31日までに開示等の決定がされたものである。合計で6件、開示決定等の内訳としては、公文書の全部を開示する決定の「開示決定」が2件、一部を開示する決定の「一部開示決定」が4件、公文書を開示しない決定の「非開示決定」が0件となっている。

開示請求の内容、開示した公文書の名称等、詳細については、資料2の「平成27年度及び平成28年度公文書開示請求の内容及び処理状況」のとおりである。

次に、2の保有個人情報の開示請求の処理状況等についてである。

平成27年度の保有個人情報の開示請求の件数については、合計で27件、開示決定等の内訳としては、保有個人情報の全部を開示する決定の「開示決定」が19件、一部を開示する決定の「一部開示決定」が7件、保有個人情報を開示しない決定の「非開示決定」は1件となっている。なお、非開示決定の内訳としては、不存在を理由とするものである。

最後に、平成28年度の保有個人情報の開示請求の件数については、

本年7月31日までに開示等の決定がされたものである。合計で10件、開示決定等の内訳としては、保有個人情報の全部を開示する決定の「開示決定」が4件、一部を開示する決定の「一部開示決定」が5件、保有個人情報を開示しない決定の「非開示決定」が1件となっている。なお、非開示決定の内訳としては、不存在を理由とするものである。

開示請求及び開示した保有個人情報の内容等、詳細については、資料3の「平成27年度及び平成28年度保有個人情報開示請求の内容及び処理状況」のとおりである。

説明については、以上である。

**【質疑・意見等】**

- 何か質問等あるか。
- 最近の傾向として、請求された公文書を全て非開示とするものは、ここ数年ないということか。
- そのとおりである。

報告事項(3) 武蔵村山市情報公開条例の一部改正及び武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について

**【説明要旨】**

- それでは、報告事項(3)「武蔵村山市情報公開条例の一部改正及び武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について」説明させていただく。

資料4「武蔵村山市情報公開条例新旧対照表」及び資料5「武蔵村山市個人情報保護条例新旧対照表」を御覧いただきたい。

平成26年6月に行政不服審査法が改正され、本年4月1日より施行された。この改正行政不服審査法により、不服申立構造が見直され、従来は、処分庁が審査を行う「異議申立て」と、直近の上級行政庁が審査する「審査請求」があったが、手続水準に差があったことから「異議申立て」が廃止され、「審査請求」に不服申立ての種類が一元化された。また公平性の向上の観点から、原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度が導入された。これらに伴い、武蔵村山市情報公開条例及び個人情報保護条例の「異議申立て」の規定を改める必要が生じたことから、それぞれの条例を改正したものである。

条例改正の主な内容については、資料4の武蔵村山市情報公開条例新旧対照表を基に説明させていただく。

主な改正事項は4点である。

1点目としては、用語の改正である。

不服申立ての種類が、審査請求に一元化されたことに伴い1ページ目次 第2章第2節及び第17条5行目のとおり、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てについての決定」を「審査請求についての裁決」に用語を改めたものである。

2点目としては、審査会の諮問事項の追加である。

1ページ下の第17条を御覧いただきたい。

改正行政不服審査法では、不作為も審査請求の対象となったことから、第17条の2行目のとおり「又は開示請求に係る不作為」を追加したものである。

3点目としては、審理員制度の適用除外である。

原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度が新設されたが、情報公開における開示決定等の可否については、本審査会が実質的な審理を担っていることから、この審理員制度を適用除外とするため第17条6行目にある「この場合において、行政不服審査法第

